

## 八王子市人間ドック受診費用助成実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険の被保険者及び八王子市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八王子市条例第16号）に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）が医療機関において実施する人間ドックを受診する場合に、八王子市（以下「市」という。）が費用の一部を助成することにより、被保険者の疾病予防の推進と自主健康管理の向上に寄与し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

### (対象医療機関)

第2条 この要綱の対象となる医療機関は、人間ドックを実施している医療機関で、八王子市特定健康診査等業務委託（以下「特定健診等業務委託」という。）を実施する医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

### (対象者)

第3条 この要綱による助成の対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、八王子市特定健康診査又は八王子市後期高齢者健康診査の対象者とする。

### (対象となる人間ドック)

第4条 この要綱による助成の対象となる人間ドックは、特定健診等業務委託に規定する検査の必須項目を全て含む健康診査で、対象医療機関において実施する次に定めるものとする。

- (1) 人間ドック
- (2) 脳ドック

### (助成の内容)

第5条 助成金額は、次の定めによるものとする。ただし、受診費用が助成金額を下回る場合は、当該受診費用の額とする。

- (1) 65歳以上10,000円（ただし、胸部X線検査を実施しない場合は8,000円）
- (2) 64歳まで8,000円

2 この要綱による助成回数は、特定健診等業務委託に定める健康診査を含め、助成対象者一人につき一年度1回とする。

### (助成の方法)

第6条 助成対象者は、特定健診等業務委託に規定する受診期間に、対象医療機関に対し、八王子市国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証を提示し、次のものを提出する。

- (1) 八王子市人間ドック費用助成金申請書（第1号様式）
- (2) 八王子市特定健康診査受診券又は八王子市後期高齢者健康診査受診券

2 対象医療機関は、助成対象者が支払う人間ドック受診費用から、前条の助成金額を控除する。

### (対象医療機関の報告)

第7条 対象医療機関から市への報告は、八王子市人間ドック助成金申請書及び特定健診等業務委託で規定する結果票等を特定健診等業務委託で規定する方法で行うものとする。

2 対象医療機関が市へ請求する金額は、特定健診等業務委託で規定する方法で算定するものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。